

『一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち』をめざして

横手市男女共同参画行動計画

第5次計画（令和8～12年度）



令和8年3月

横手市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨…………… 3
2. 計画の位置付け…………… 4
3. 計画の性格…………… 4
4. 計画の期間…………… 4

第2章 計 画 の 内 容

1. 基本理念…………… 5
2. 横手市における男女共同参画社会の将来像と基本目標… 5
3. 計画の体系…………… 6

第3章 行 動 計 画

基本目標1

人権が尊重されすべての人が平等な社会づくりの推進

- (1) 現状…………… 1 0
- (2) 課題…………… 1 0
- (3) 意識調査アンケート結果等…………… 1 1
- (4) 施策と行動計画…………… 1 5
- (5) 数値目標…………… 1 5

基本目標2

性別に関わらずすべての人があらゆる分野で活躍できる社会づくりの推進【女性活躍推進法】

- (1) 現状…………… 1 6
- (2) 課題…………… 1 6
- (3) 意識調査アンケート結果等…………… 1 7
- (4) 施策と行動計画…………… 1 9
- (5) 数値目標…………… 2 0

基本目標3

多様な生き方の実現とともに家族が互いに尊重しあう社会づくりの推進

- (1) 現状…………… 2 1
- (2) 課題…………… 2 1
- (3) 意識調査アンケート結果等…………… 2 2
- (4) 施策と行動計画…………… 2 5
- (5) 数値目標…………… 2 6

基本目標4

生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくりの推進

【DV防止法・女性支援新法】

- (1) 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (2) 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (3) 意識調査アンケート結果等・・・・・・・・ 28
- (4) 施策と行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (5) 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第4章 計画の推進体制

- 1. 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 2. 市民団体との連携・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 3. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・ 33

資料編

- 1. 用語集
- 2. 男女共同参画社会基本法
- 3. 秋田県男女共同参画推進条例
- 4. 男女共同参画に関する国内外の動き
- 5. 第5次計画策定経過
- 6. 第5次計画策定関係者名簿（敬称略）

本文中の「※」については、資料編で用語を解説しております。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

横手市では、平成18年12月に横手市男女共同参画行動計画を策定し、横手市における男女共同参画社会の将来像を「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」として以来、4次にわたり行動計画を策定してきました。また、平成20年10月には「横手市男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会※の実現に向けて取り組んで参りました。

国では、男女共同参画社会基本法※が平成11年に制定されて以来、平成27年の女性の職業における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法※」という。）の成立、平成28年の改正育児・休業法及び男女雇用機会均等法によるいわゆるマタニティハラスメント防止措置の義務化、平成30年の時間外労働の上限規制や有給休暇の消化義務などを盛り込んだ改正労働基準法及びパワーハラスメントの防止が明記された労働施策総合推進法の成立など、女性の社会における能力発揮を支援する法整備や、社会における女性の活躍を妨げていた労働慣行等の是正への取り組みが行われてきました。

近年では、令和4年7月の女性活躍推進法の制度改正で、従業員301人以上の企業に「男女の賃金の差異」の公表が義務付けられ、また育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）の数次にわたる改正により、男性の育児休業取得の促進や柔軟な働き方の拡充、育児・介護との両立支援における意向聴取の義務化、子の看護休暇の見直し等が行われました。

さらに、令和5年6月には、「性的指向※及びジェンダーアイデンティティ※の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下「LGBT理解増進法」という。）が施行され、性的マイノリティ※の理解を深めることが社会の責務となり、令和6年4月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）が施行され、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等の様々な事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性の包括的な支援体制が整備されました。

秋田県においても、平成14年4月に秋田県男女共同参画推進条例を施行し、平成18年9月に秋田県男女共同参画推進計画を策定して以来第5次計画までが策定され、地域特性に応じた総合的な施策を展開してきました。

このような男女共同参画社会の形成に向けた法令、制度等との整合性を図るとともに、「第4次横手市男女共同参画行動計画」の計画終了に伴う検証結果を踏まえ、今後の男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため、第5次計画を策定いたしました。

2. 計画の位置付け

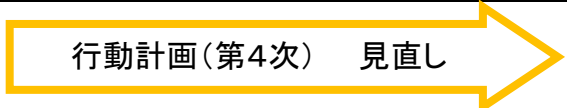
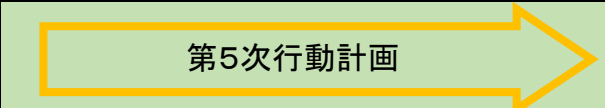
- (1) 本計画は、横手市総合計画との整合を保ちながら、横手市が行う男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に推進するために策定します。
- (2) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。
- (3) 本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法※」という）第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」を包含します。
- (4) 本計画は「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」を包含します。
- (5) 本計画は「女性支援新法」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」を包含します。

3. 計画の性格

- (1) 横手市が行う男女共同参画社会づくりのための施策を市民や市内事業者、関係機関等との連携を図り、総合的に推進するための計画です。
- (2) 本計画を策定するため設置した庁内検討委員会と地域や団体からの代表で構成される横手市男女共同参画推進協議会の委員の協議内容をもとに策定しています。
- (3) 「横手市まちづくりアンケート」（令和7年度実施）や「横手市男女共同参画に関する意識アンケート」（令和7年度実施）、「パブリックコメント」（令和7年度実施）による意見を踏まえ策定しています。
- (4) 計画の実行性を高めるために、各事業において可能な限り、数値目標を設定し、それらの達成状況を毎年度把握し、必要に応じて改善を図り事業を継続して実施します。

4. 計画の期間

- (1) この計画の期間は、令和8年度から12年度までの5年間とします。
- (2) 社会情勢の変化、国・県の動向、計画の進捗状況を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
 行動計画(第4次) 見直し					 第5次行動計画				

第2章 計画の内容

1. 基本理念

- (1) すべての人が基本的人権を尊重し、いろいろな分野に対等な立場で参画できる社会を構築します。
- (2) すべての人が自らの意思により自由な生き方が選択でき、その個性と能力が発揮できる社会を構築します。
- (3) 仕事と家庭生活の調和が取れる環境を整備し、すべての人が社会活動に参画できる社会を構築します。

2. 横手市における男女共同参画社会の将来像と基本目標

すべての人がその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を実現するため、その将来像を

一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち とし、

第5次計画からは、【家族・家庭】【社会活動】【雇用・労働】【福祉・健康】【教育・行政】ごとに掲げた目標を、男女共同参画社会実現にむけたより具体的な行動にあらため、それにそった行動計画に基づき、総合的に施策を展開します。

基本目標

人権が尊重されすべての人が平等な社会づくりの推進

性別に関わらずすべての人があらゆる分野で活躍できる社会づくりの推進【女性活躍推進法】

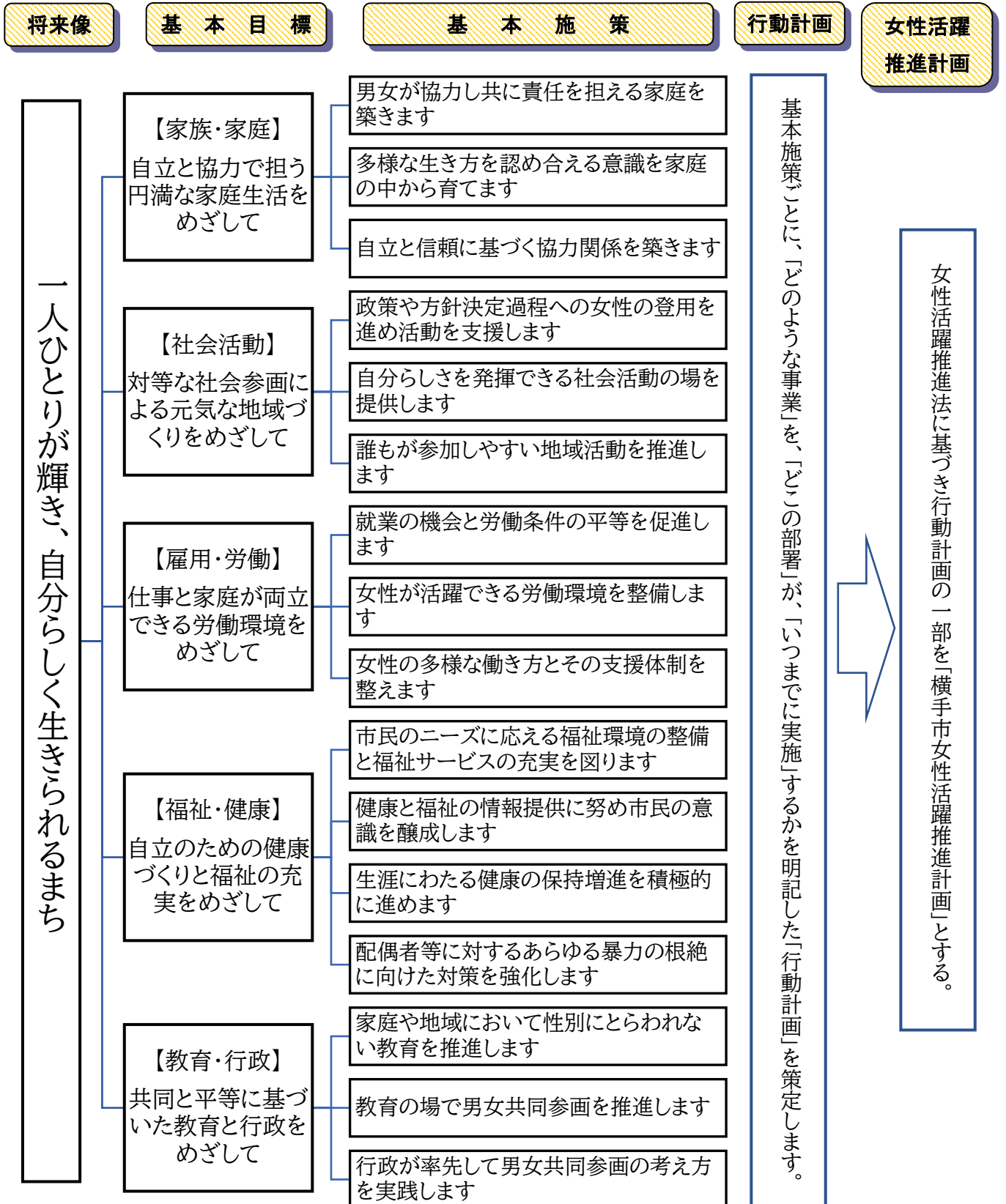
多様な生き方の実現とともに家族が互いに尊重しあう社会づくりの推進

生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくりの推進【DV防止法・女性支援新法】

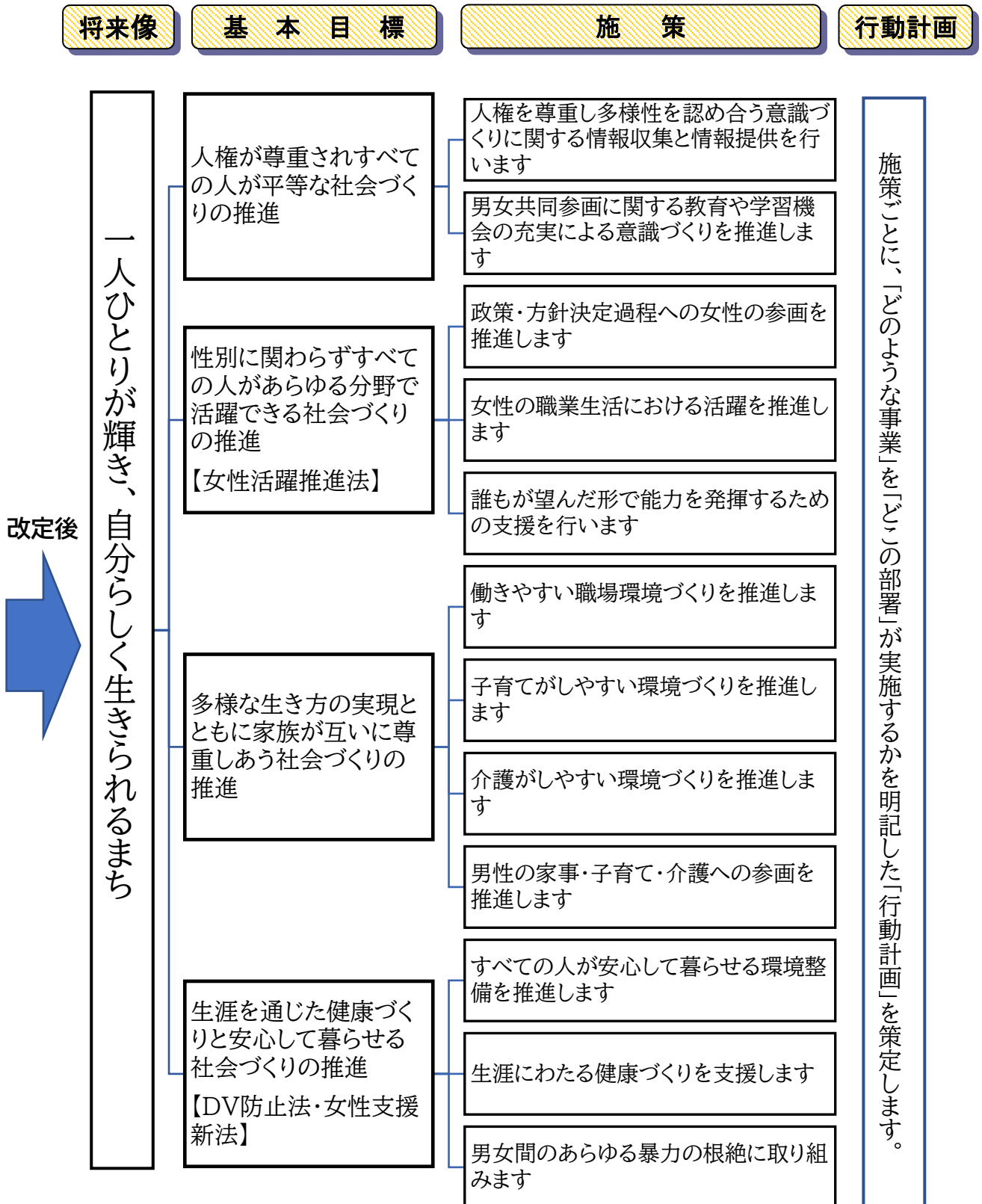
3. 計画の体系

第5次計画では、基本目標のほか施策も見直し、以下の通り展開します。

【第4次計画】



【第5次計画】



第3章 行 動 計 画

この章では、これまでの取組や、第4次計画の実績報告をもとに、4つの基本目標ごとに「現状と課題」を整理し、その課題を解決するための「施策」を掲げ、その施策に基づいて『どのような事業』を『どこの部署』が実施するかを示した「行動計画」を記載しています。

これにより、事業の主体性を明確にするとともに、計画の実効性を高めようとするものです。

第5次計画の基本目標に対する施策数・行動計画数・担当課

	基本目標	施策数	行動計画数	主な担当課
1	人権が尊重されすべての人が 平等な社会づくりの推進	2	8	教育指導課 地域づくり支援課
2	性別に関わらずすべての人が あらゆる分野で活躍できる社 会づくりの推進 【女性活躍推進法】	3	19	人事課 危機対策課 消防本部総務課 食農推進課 商工労働課 生涯学習課 教育指導課 地域づくり支援課
3	多様な生き方の実現とともに 家族が互いに尊重しあう社会 づくりの推進	4	16	人事課 子育て支援課 まるごと福祉課 地域包括支援センター 商工労働課 生涯学習課 地域づくり支援課
4	生涯を通じた健康づくりと安 心して暮らせる社会づくりの 推進 【DV防止法・女性支援新法】	3	15	社会福祉課 子育て支援課 まるごと福祉課 健康推進課 地域包括支援センター 教育指導課 地域づくり支援課

※市民の男女共同参画に関する意識を把握するうえで参考にした資料等

横手市まちづくりアンケート (R7)

【調査期間】 令和7年5月19日～6月13日

【調査対象】 横手市在住の満18歳以上の市民（令和7年4月1日現在）

【調査方法】 郵送またはWEBによる無記名回答調査

【回答者数】 1,033通（住民基本台帳による無作為抽出 発送数3,000通 回答率34.4%）

横手市まちづくりアンケート (R6)

【調査期間】 令和6年5月1日～5月24日

【調査対象】 横手市在住の満18歳以上の市民（令和6年4月1日現在）

【調査方法】 郵送またはWEBによる無記名回答調査

【回答者数】 839通（住民基本台帳による無作為抽出 発送数3,000通 回答率28.0%）

男女共同参画に関する意識調査アンケート (R7)

【調査期間】 令和7年7月1日～7月31日

【調査対象】 横手市民

【調査方法】 WEBによる回答

【回答者数】 210人

基本目標1

人権が尊重されすべての人が平等な社会づくりの推進

(1) 現状

横手市まちづくりアンケートの「横手市は性別に関係なくみんなが活躍できる男女共同参画社会になってきていると思いますか」の設問に対する「思う・やや思う」の回答率が前年度に比べ増加傾向（R7:61.7%/R6:57.1%）にあります【図3-1】。これは、市民の男女共同参画に関する意識が向上してきている結果とも考えられます。

市民意識調査アンケートの「生活領域での男女平等の意識」の問いに関しては、【学校】分野で男女とも50%以上が「男女平等である」と答えたのに対し、【家庭】分野では男性29.4%女性21.3%、【職場】分野では男性32.4%女性29.4%となり、いずれも「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した割合が高くなっています（【家庭】：男性41.2% 女性58.9%、【職場】：男性42.7% 女性57.4%）。【地域社会】【社会全体】分野では、男女とも「男女平等である」と答えた人は10%台で特に「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」割合が男女とも非常に高くなっています（【地域社会】：男性64.7% 女性74.2%、【社会全体】：男性64.7% 女性78.0%）【図3-2】。

また、【ダイバーシティ※】【LGBTQ+※】【ジェンダー平等】等の認知度については、男女ともに「知っている」「聞いたことはある」の割合が高い結果となりましたが、【アンコンシャス・バイアス※】についての認知度が男性32.4%女性41.2%と低い結果となっています【図3-3】。

令和5年には「LGBT理解増進法」が施行され、地域の実情を踏まえた市民の理解増進が求められています。

(2) 課題

現代社会では、私たちの無意識の中に潜む無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を認識することが重要です。この偏見は、特に固定的な性別役割分担意識※として根強く残っており、性別に関わらず誰もが自分らしく生きられる社会を実現するためには、まずこの偏見に気づき、社会全体の意識を変えていく必要があります。

また、「LGBT理解増進法」の施行に見られるように、性の多様性に関する社会の認識は大きく変化しています。これからは、多様な性を尊重し、すべての人がお互いを正しく理解し、配慮し合える社会を築いていくための啓発活動も積極的に進めていかなければなりません。

次世代を担う子どもたちの教育現場でも、こうした取り組みは重要です。現在の学校教育では、性別に関わりなく「男女平等」であると捉える割合は高くなっていますが、表面的な理解に留まらず、誰もが自分の個性と能力を最大限に発揮できるようになるための教育を推進する必要があります。

これらの取り組みを総合的に進めることで、ジェンダー※や性別にとらわれない、真のジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に近づくことができます。

(3) 意識調査アンケート結果等

【図 3-1】

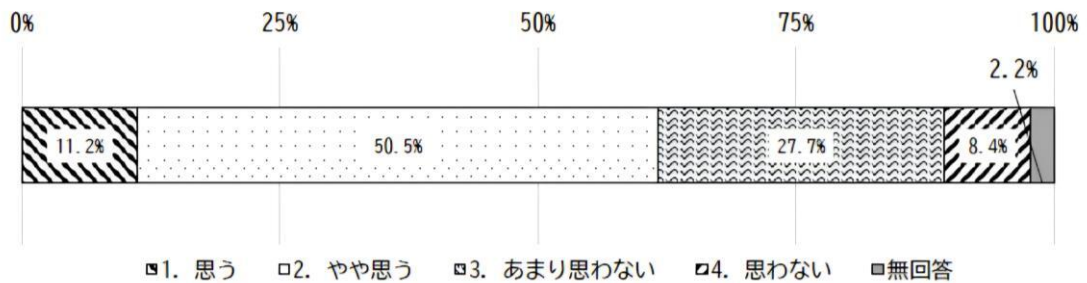
R7 横手市まちづくりアンケート（抜粋）

問8 横手市は性別に関係なくみんなが活躍できる「男女共同参画社会」になってきていると思いますか。（〇は1つ）

「思う」「やや思う」と回答した方は合わせて 61.7%でした。「あまり思わない」「思わない」と回答した方は 36.1%でした。

年代別では、「思う」「やや思う」と回答した方は 10代が 79.6%と最も高く、40代が 52.8%と最も低くなっています。

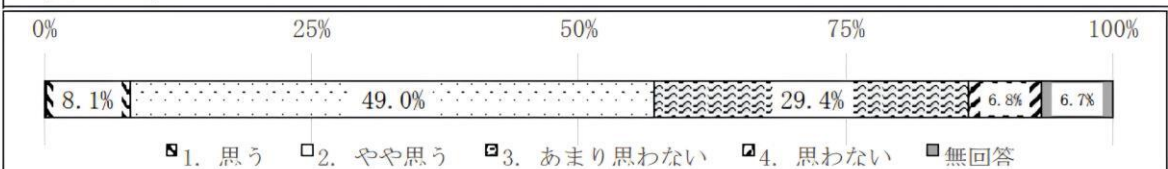
【回答割合（全体）】



R6 横手市まちづくりアンケート（抜粋）

問6 横手市は性別に関係なくみんなが活躍できる「男女共同参画社会」になってきていると思いますか。（〇は1つ）

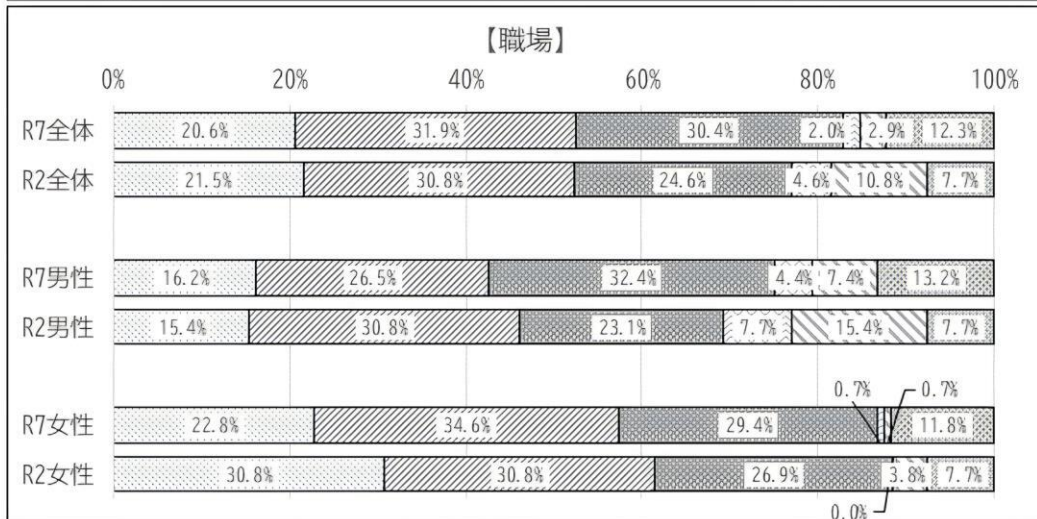
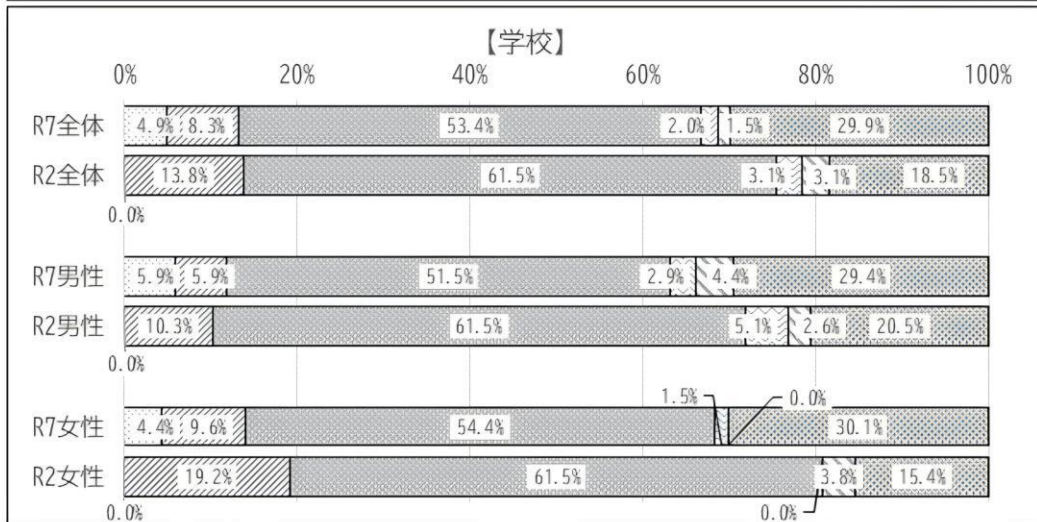
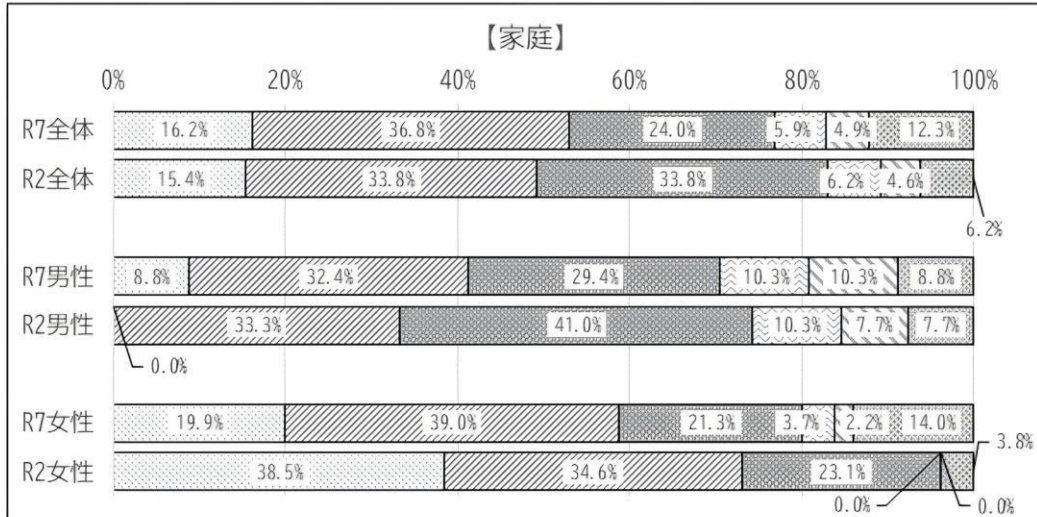
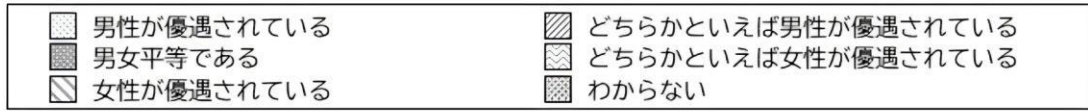
- 全体の 57.1%が「1. 思う」「2. やや思う」と回答。
- 30～39歳において「1. 思う」「2. やや思う」と回答した割合が 50%を下回り、特に低かった。

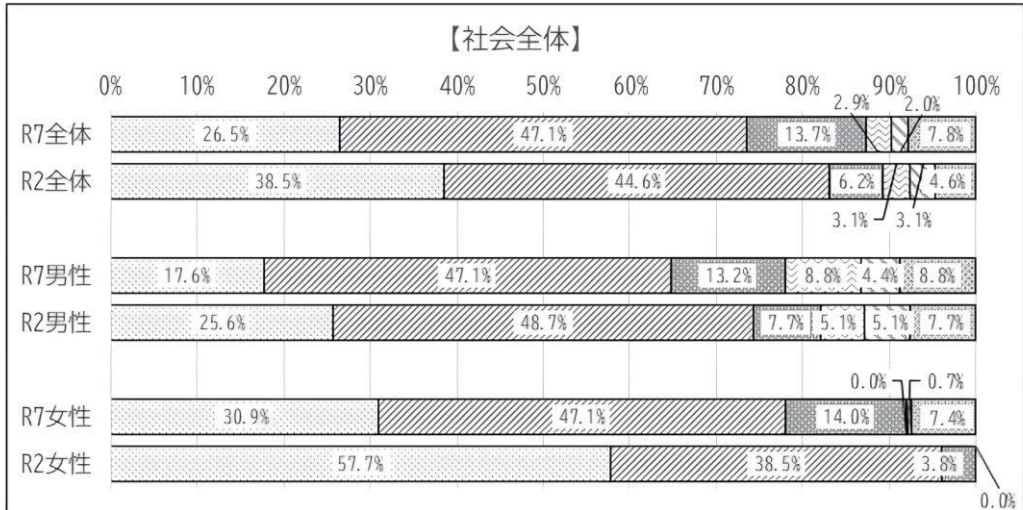
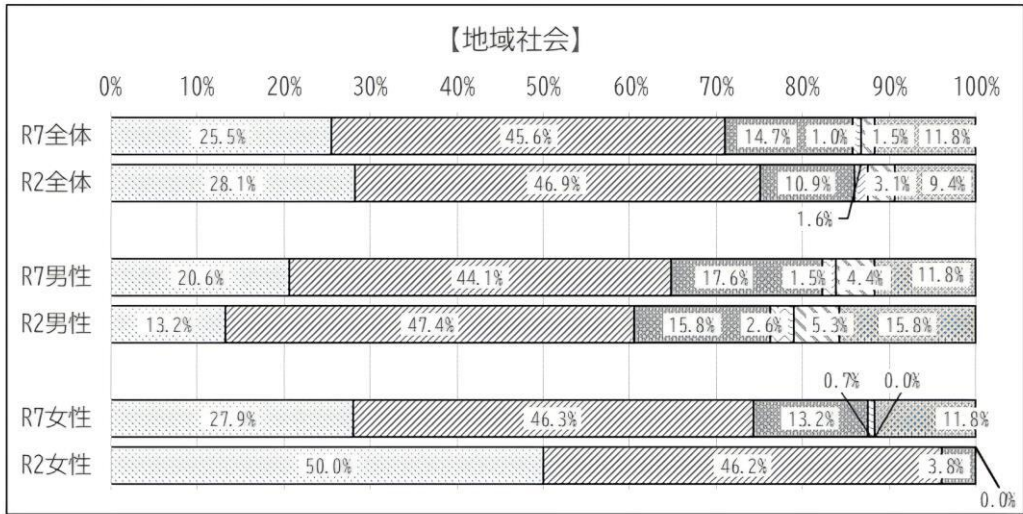


【図 3-2】

R7 市民意識調査アンケート（抜粋）

次にかかせる生活領域での男女平等の意識の現状について、どう感じていますか。項目ごとに当てはまるものを1つずつ選んでください。

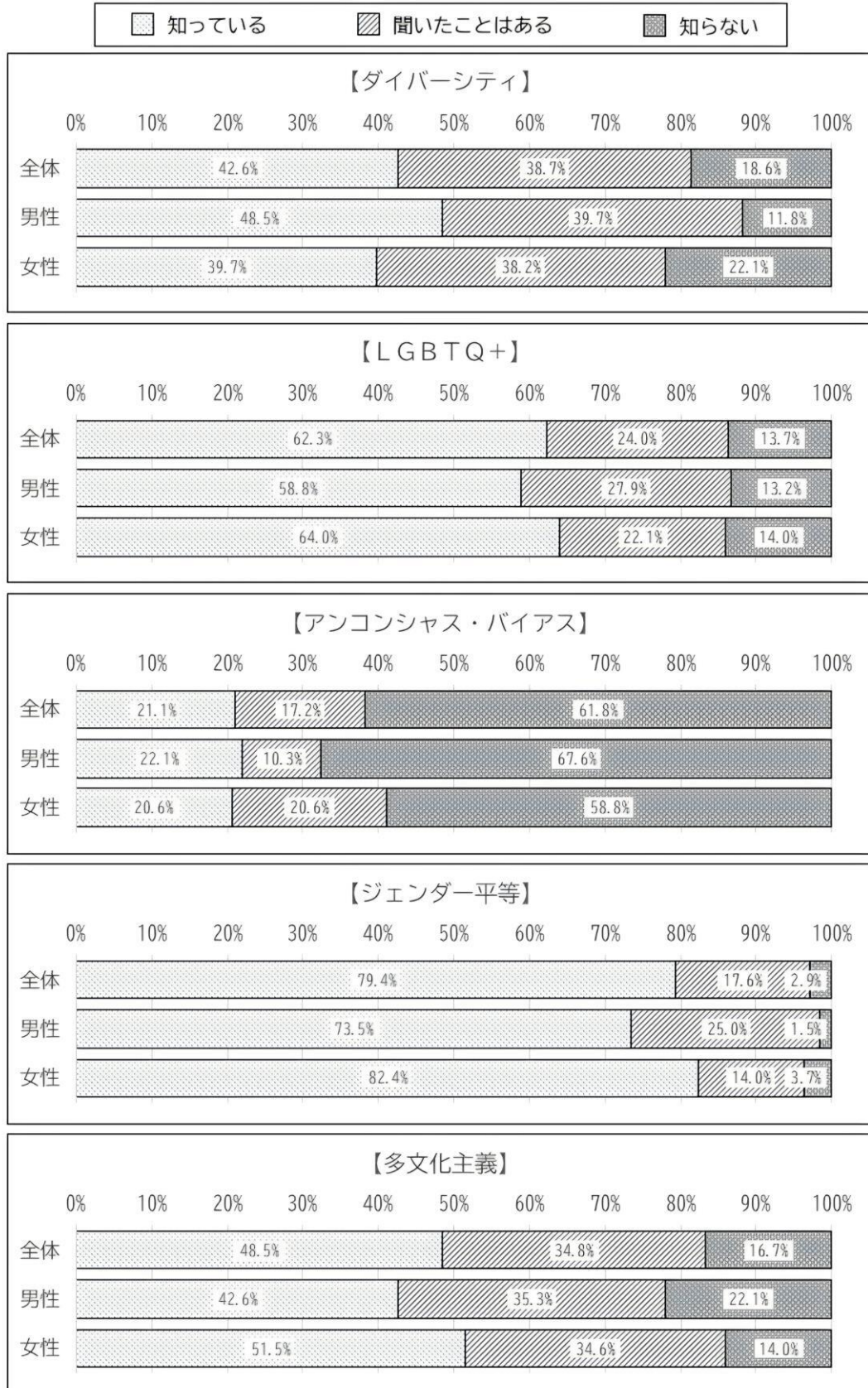




【図 3-3】

R7 市民意識調査アンケート（抜粋）

次の言葉や制度を知っていますか。
項目ごとに当てはまるものを1つずつ選んでください。



(4) 施策と行動計画

「施策」を達成するための具体的な「行動計画」と「担当課」は以下のとおりです。

基本目標	No.	施策	行動計画	担当課
人権が尊重されすべての人が平等な社会づくりの推進	1	人権を尊重し多様性を認め合う意識づくりに関する情報収集と情報提供を行います	男女共同参画・ジェンダー平等意識調査の実施	地域づくり支援課
			各種媒体を活用した男女共同参画・ジェンダー平等・性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する理解を促進するための意識啓発及び情報提供	地域づくり支援課
	2	男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識づくりを推進します	ジェンダー平等の意識を高められる講演会や研修会等の開催	地域づくり支援課
			秋田県南部男女共同参画センターと連携した事業の展開	地域づくり支援課
			男女共同参画や多様性についての教職員研修の実施	教育指導課
			生命や人権・多様性をテーマとする教育活動の実施	教育指導課
			P T Aなどの機会を活用した意識啓発活動の推進	教育指導課
			【庁内】市職員を対象にした男女共同参画に関する研修会等の実施	地域づくり支援課

(5) 数値目標

取り組みの成果の把握のため、以下のとおり指標を定め、数値目標を設定します。

No.	指標	R6 実績	R12 目標	担当課
1	各種媒体を活用した男女共同参画・ジェンダー平等・性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する理解を促進するための意識啓発及び情報提供の回数	年5回	年5回以上	地域づくり支援課
2	ジェンダー平等の意識を高められる講演会や研修会等の回数	年1回	年1回以上	地域づくり支援課
3	男女共同参画や多様性についての教職員研修の実施の回数	—	各小中学校年1回以上	教育指導課

基本目標2

性別に関わらずすべての人があらゆる分野で活躍できる社会づくりの推進

【女性活躍推進法】

(1) 現状

「女性がもっと就いた方がよいと思う役職」について、【職場の管理職】【審議会や委員会等のメンバー】【議員】は、男女とも70%前後と高い結果となりました。しかし、【PTA会長】は男性66.1%女性44.9%、【町内会長】は男性61.8%女性40.4%と、役職によっては「組織のリーダー」は男性という固定的な性別役割分担意識が残っており、男女で考え方に差が生じています【図3-4】。

また、職場の中で働く女性にとっての問題点については、男性は「昇進・昇給などに男女差がある」「育児休暇・休業や介護・看護休暇などの制度が十分整っていない」「女性自身、自らの能力を低く評価している」といった考えが上位を占めていますが、女性は「お茶出しなど、本来の仕事以外のことまで女性の仕事とされている」「結婚・出産時に退職する慣行や威圧がある」「育児休暇・休業や介護・看護休暇などの制度が十分整っていない」といった考えが上位を占めており、男女で違いが生じています【図3-5】。

一方、国では、東日本大震災をはじめとするこれまでの災害を教訓として、様々な意思決定過程への女性の参画や女性と男性の違いなどに配慮した取り組みを進め、地域の災害対応力の強化を促しています。

(2) 課題

地域活動等の場面において、慣習やしきたりにとらわれず、誰もが活動の担い手として参加しやすい環境づくりを進めるとともに、性別にかかわらずリーダーシップを発揮できるようにすることが必要です。

また、働く場でも、女性がそれぞれのライフステージに合わせて自分らしい働き方を選び、望むキャリアを築けるようにサポートしていく必要があります。さらに、性別に関わらず誰もが職場の重要な意思決定に参加できるようにすることで、多様な視点やアイデアが取り入れられ組織全体の活性化が期待できます。

一方、災害への備えと対応も、多様な視点を持つことが重要です。性別、年齢、障害の有無など、一人ひとりが持つ違いによって、被災時に受ける影響は異なります。この違いに配慮した災害対応を進めていくためには、日頃から性別の役割分担によらず、誰もが防災活動に積極的に関わられるような取り組みが必要です。

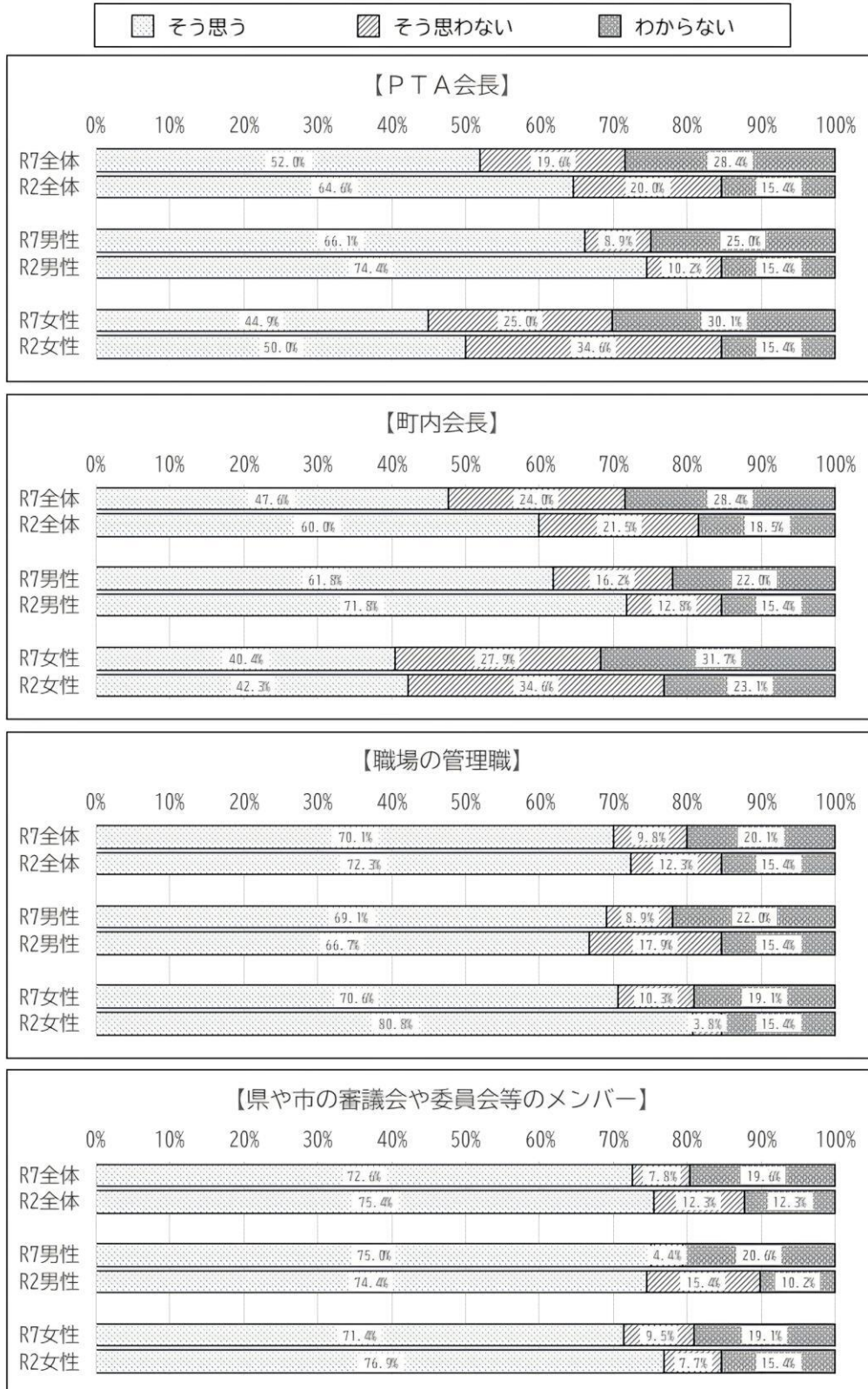
このように、性別に関係なく、誰もが自分の能力を発揮できる社会を目指すことが、私たちの暮らしを豊かにし、より安全で強固なものにします。地域社会や職場、そして災害時など、あらゆる場面で性別や固定観念にとらわれない意識を持つことが重要です。

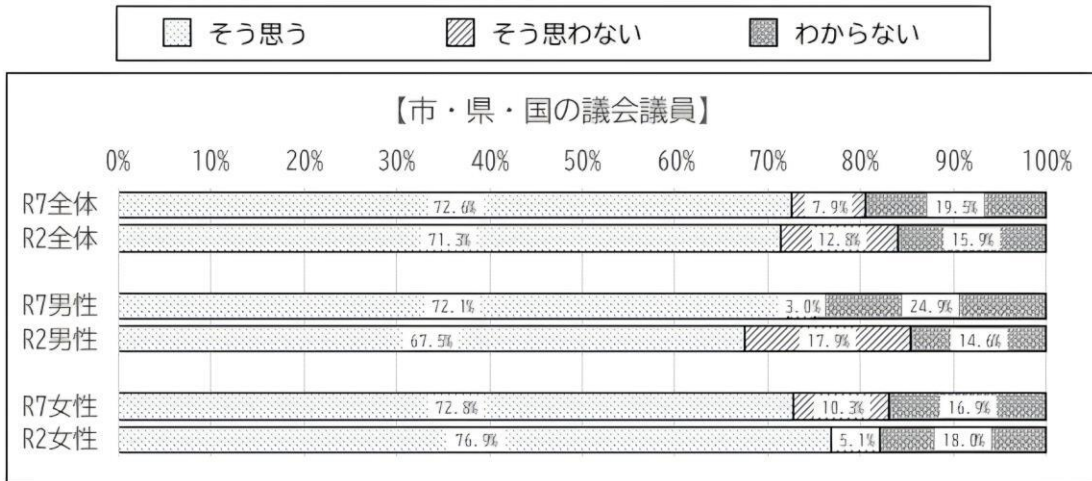
(3) 意識調査アンケート結果等

【図 3-4】

R7 市民意識調査アンケート（抜粋）

次のような役職に「女性がもっと就いた方がよい」と思いますか。
項目ごとに当てはまるものを1つずつ選んでください。

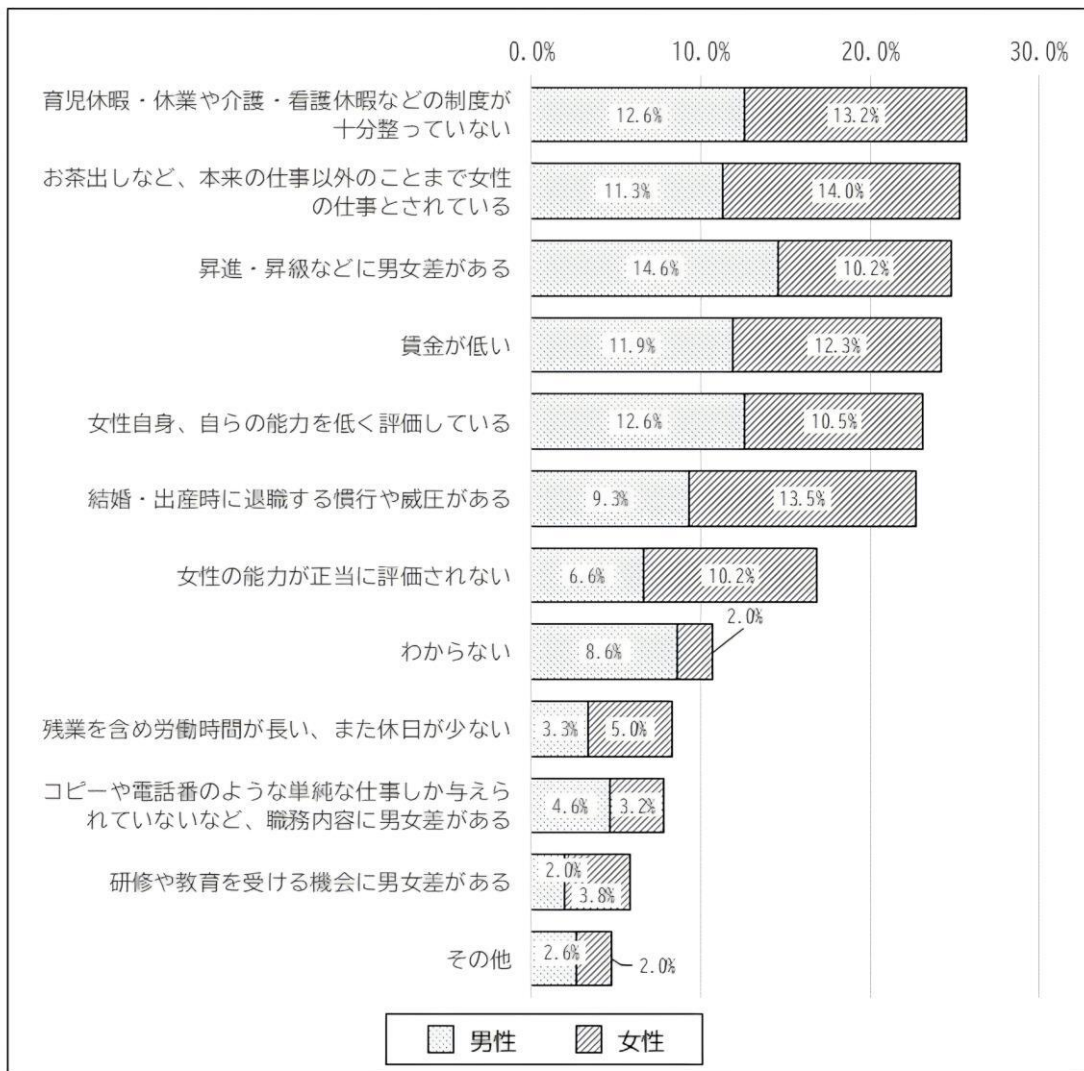




【図 3-5】

R7 市民意識調査アンケート（抜粋）

働く女性の職場における問題点はなんだと思いますか。
当てはまる番号を3つまで選んでください。



(4) 施策と行動計画

「施策」を達成するための具体的な「行動計画」と「担当課」は以下のとおりです。

基本目標	No.	施策	行動計画	担当課
性別に関わらずすべての人があらゆる分野で活躍できる社会づくりの推進 【女性活躍推進法】	1	政策・方針決定過程への女性の参画を推進します	各種審議会等委員の女性比率目標 30%の達成	地域づくり支援課
			防災分野における政策・方針決定過程へ女性の参画拡大	危機対策課
			地域での防災や消防の取り組みに女性の力の活用	消防本部総務課
			女性の視点を取り入れた防災・復興の体制整備	危機対策課
			男女共同参画の視点を反映した防災訓練を各地域で実施	危機対策課
	2	女性の職業生活における活躍を推進します	労働環境における各種制度の周知	商工労働課
			育児等による退職者の再就職制度の普及促進(マザーズハローワークの活用)	商工労働課
			起業支援窓口の充実(食品販売加工、IT活用、コミュニティビジネス※等の支援強化)	商工労働課
			女性起業家の紹介やネットワーク化の促進	商工労働課
			家族経営協定※の啓発と導入の推進	食農推進課
			各種知識、技術、資格習得等のスキルアップセミナーの開催(商工団体と連携した研修等)	商工労働課
			教育機関において性別に関わりなくそれぞれの活躍を推進	教育指導課
			【庁内】性別にとらわれない、能力評価による公平な登用	人事課
	【庁内】女性管理職登用の推進	人事課		

基本目標	No.	施策	行動計画	担当課
性別に関わらずすべての人があらゆる分野で活躍できる社会づくりの推進 【女性活躍推進法】	3	誰もが望んだ形で能力を発揮するための支援を行います	性別、世代を越えた地域単位での多様な地域活動の推進	生涯学習課 (各地域課)
			地域学校協働活動の推進(地域コーディネーター※・学校支援ボランティア※の活用、協働活動の地域住民への周知等)	生涯学習課
			女性リーダー養成のための先進事例や研修会情報の提供	地域づくり支援課
			生涯学習奨励員等に対する研修機会の充実	生涯学習課
			人財育成のリーダー養成や研修講座の開催など人財を育てるための事業を充実	生涯学習課

(5) 数値目標

取り組みの成果の把握のため、以下のとおり指標を定め、数値目標を設定します。

No.	指標	R6実績	R12目標	担当課
1	各種審議会等委員の女性比率	26.1%	30%	地域づくり支援課
2	家族経営協定数	130組	135組	食農推進課
3	女性の課長級昇任試験受験率	27.3%	40%	人事課
4	地域住民の協働活動参加状況(CSアンケート結果(4段階中))	3.06点	3.2点以上	生涯学習課

基本目標3

多様な生き方の実現とともに家族が互いに尊重しあう社会づくりの推進

(1) 現状

家庭における家事等の役割分担について、【炊事】【洗濯】【部屋の掃除】【衣類の整理・手入れ】は男女とも30%前後が「家族で分担」と回答していますが、「自分が中心になって行っている」割合は、【炊事】では男性25.0%女性64.0%、【洗濯】では男性29.4%女性58.8%、【部屋の掃除】では男性36.8%女性61.8%、【衣類の整理・手入れ】では男性25.0%女性58.1%と女性が男性を上回っており、女性にその負担が偏っていることがわかります。また、【PTAなどへの参加】については、男性14.3%女性76.9%となっており、特に男女の差が生じています。

一方、「家族で分担」しているものについては、【介護を必要とする病人や高齢者の世話】が男女ともに50%を超えています。しかし、【子どもの世話】については、男性は75.0%が「家族で分担」としている一方、女性は44.4%となっており、それぞれ負担感の違いが考えられます【図3-6】。

また、男女の好ましい生き方について、「男性も女性も、仕事と家庭を両立する生き方」と回答した割合は、男性67.6%女性82.4%と差が生じています。一方で、「男性は仕事、女性は家庭を守る生き方」が好ましいと回答した男性が8.8%いる結果となりました【図3-7】。

女性が働き続けるために必要なことについては、男女とも「家族の理解や家事・育児への支援」「雇用主や上司の理解」の割合が高くなっています【図3-8】。

(2) 課題

企業と働く人のワーク・ライフ・バランス[※]の意識を高めしていくため、研修等を通して企業内の意識を変えることに加えて、育児休業や介護休業などを誰もが取得しやすい職場環境を整えることも必要です。そのためには、企業が仕事と家庭の両立を支援する制度を導入し、働く人々もそれを当たり前のように利用できるような雰囲気を作り、性別に関係なく、誰もが働きやすいと感じるような職場環境づくりをサポートしていく必要があります。

さらに、男性が家事や育児、介護に主体的に関われるよう、実践的な知識や役立つ情報を積極的に発信していくことも求められます。家事や育児は女性だけの役割という固定観念をなくすことで、家庭内のバランスが取れ、仕事と生活がより調和した状態になります。

また、子育てや介護に関する公的な制度やサービスについて、必要な時に必要な情報が簡単に見つけられるようにすることも重要です。情報が整理され、アクセスしやすくなることで、利用者は自分に必要な支援を迅速に受けられるようになります。

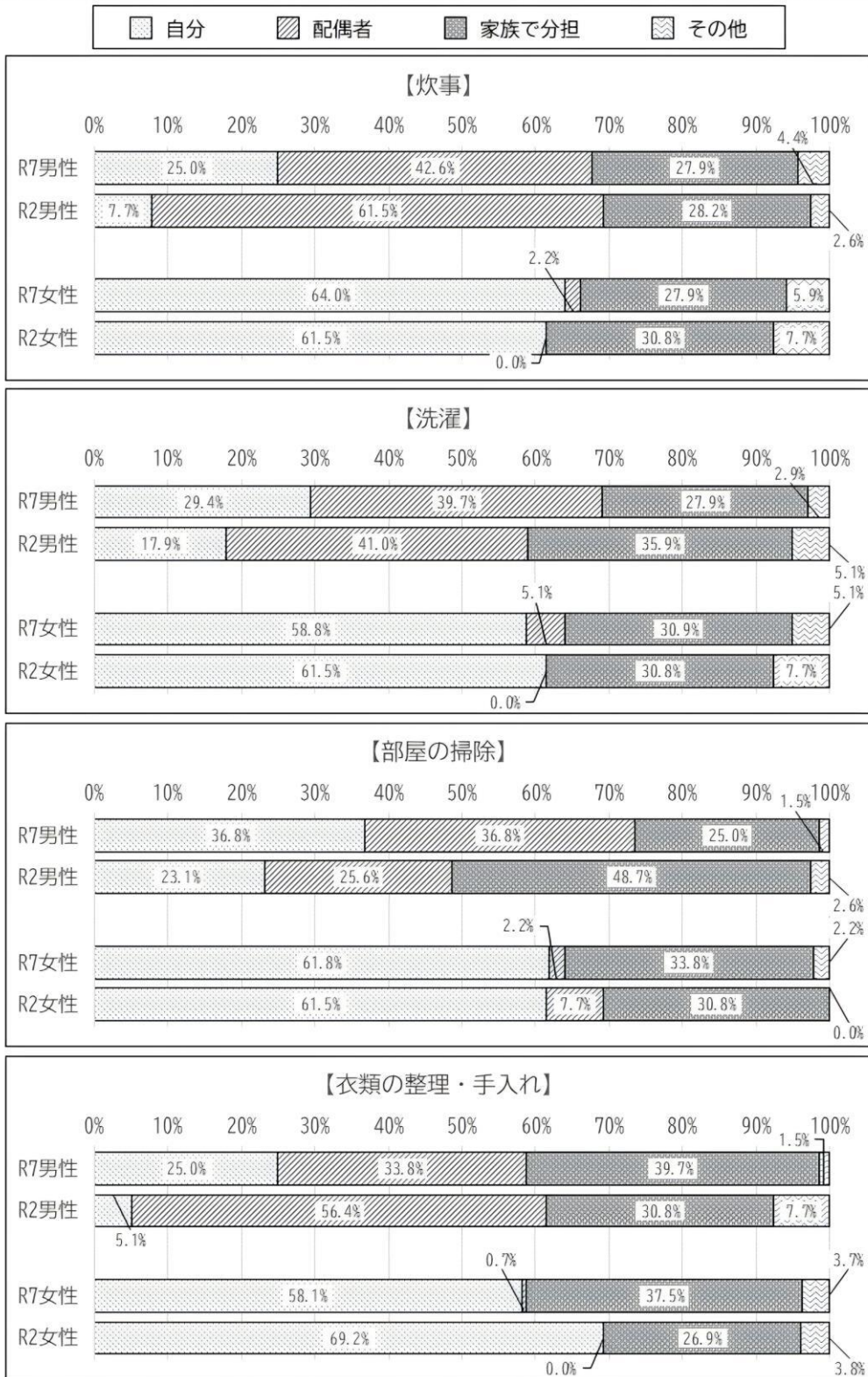
このように、企業、働く人々、行政が一体となって取り組みを進めることで、仕事と家庭の両立が当たり前となり、誰もが自分らしい働き方を選べる社会が実現します。それは、個人の幸福だけでなく、社会全体の活力向上にもつながります。

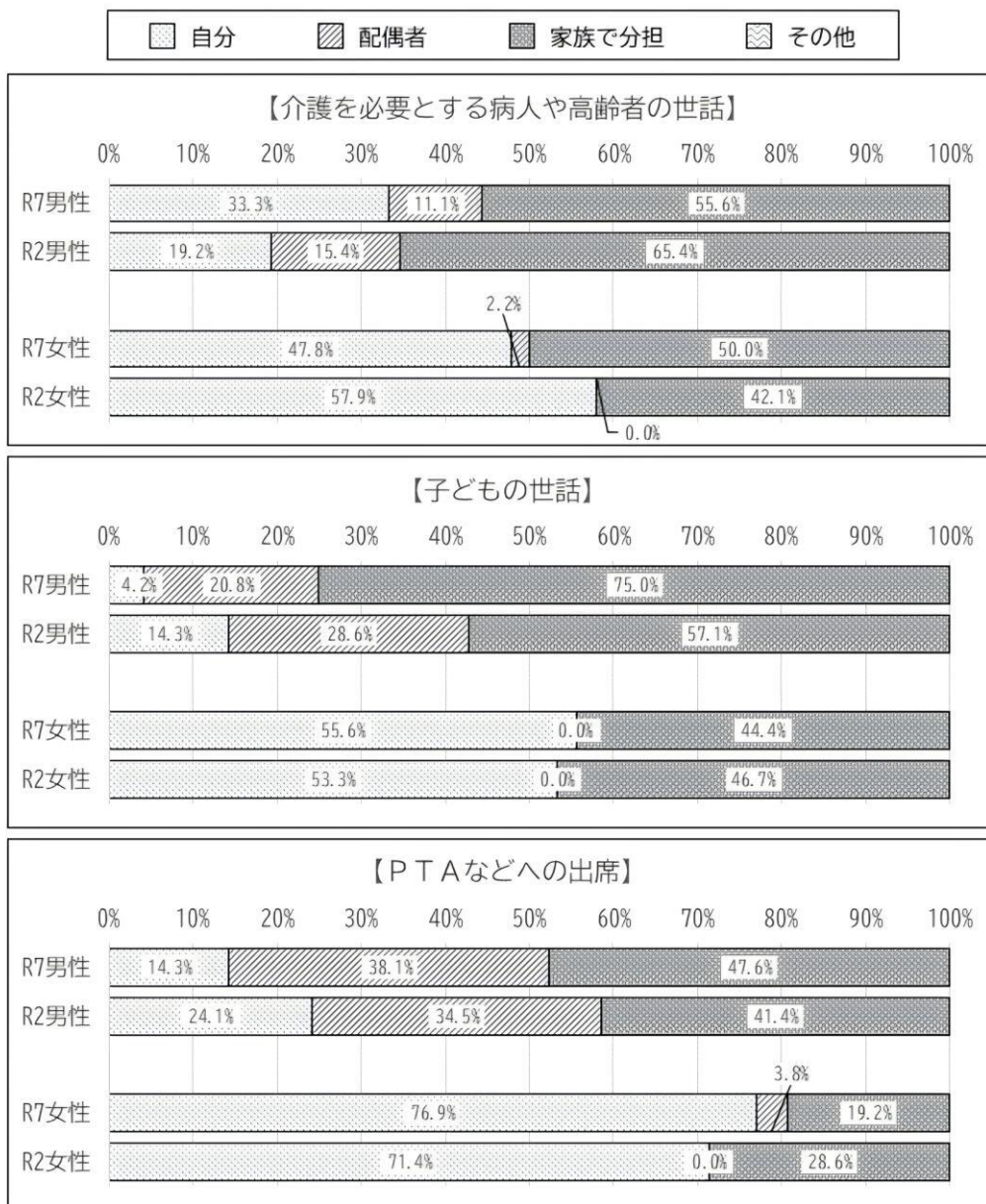
(3) 意識調査アンケート結果等

【図 3-6】

R7 市民意識調査アンケート（抜粋）

次のことについて、主に誰が行っていますか。
項目ごとに当てはまるものを1つずつ選んでください。

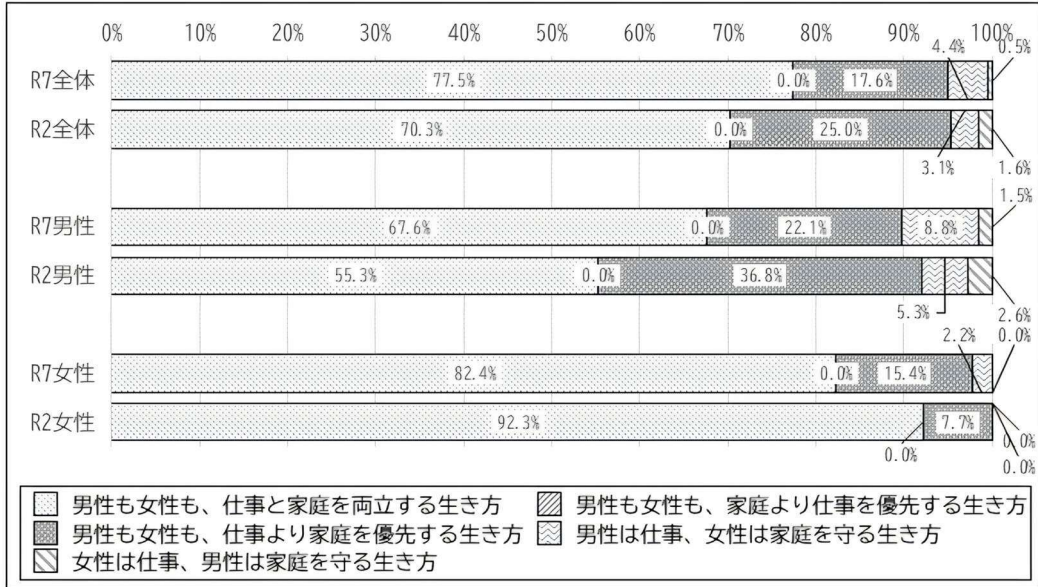




【図 3-7】

R7 市民意識調査アンケート（抜粋）

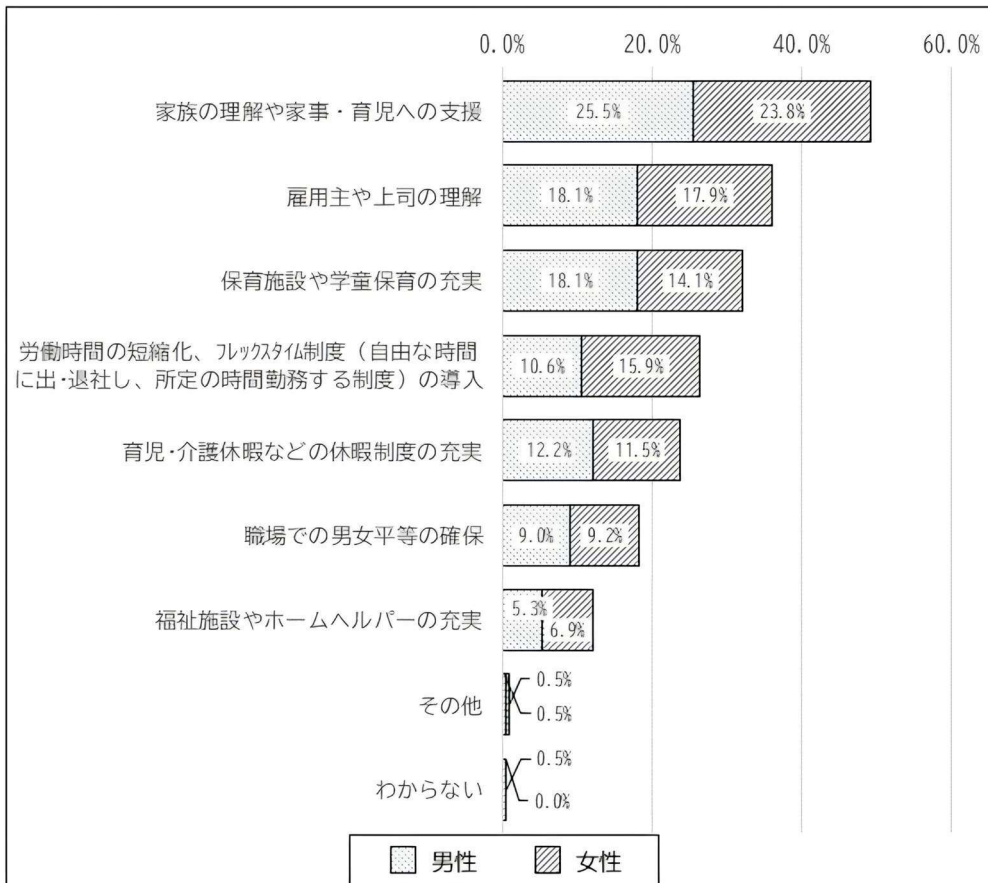
これからの男女の生き方として好ましいと思うのはどれですか。



【図 3-8】

R7 市民意識調査アンケート（抜粋）

女性が仕事も家庭も両立するためにはどのような方法が必要だと思いますか。当てはまる番号を3つまで選んでください。



(4) 施策と行動計画

「施策」を達成するための具体的な「行動計画」と「担当課」は以下のとおりです。

基本目標	No.	施策	行動計画	担当課
多様な生き方の実現とともに家族が互いに尊重しあう社会づくりの推進	1	働きやすい職場環境づくりを推進します	仕事と私生活を充実させ多様な生き方が選択できる社会づくりの推進のための周知徹底及び職場の風土改革に向けた啓発活動（「イクボス※養成講座」等）の実施	地域づくり支援課
			【庁内】男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりの積極的推進	人事課
			ハローワークと連携した労働相談の充実	商工労働課
			職場における様々なハラスメント※の防止と対策の啓発	商工労働課 地域づくり支援課
			就業環境に関するアンケートを2年ごとに実施	商工労働課
			パートタイム労働法、助成金制度等の法制度を市報及びホームページ等で周知	商工労働課
			県男女イキイキ職場宣言事業所への情報提供	地域づくり支援課
	2	子育てがしやすい環境づくりを推進します	一時、休日、病児・障がい児、延長保育の充実	子育て支援課
			学童保育における全学年児童の受け入れの推進	子育て支援課
			学童保育指導員の資質向上のための研修会の実施と参加促進	子育て支援課
			子育てグループへの支援と地域連携の充実	子育て支援課 まるごと福祉課
			ファミリー・サポート・センター※におけるサポート会員の確保	子育て支援課
			教育・保育施設の施設サービスの充実	子育て支援課

基本目標	No.	施策	行動計画	担当課
多様な生き方の実現とともに家族が互いに尊重しあう社会づくりの推進	3	介護がしやすい環境づくりを推進します	介護者の交流や悩み相談窓口の充実と訪問体制の整備	まるごと福祉課 地域包括支援センター
			学校や職場等への介護体験機会の提供	まるごと福祉課
	4	男性の家事・子育て・介護への参画を推進します	男性の家事・育児・介護への参画推進につながる講座、出前セミナーの開催機会の拡大	地域づくり支援課 子育て支援課 生涯学習課

(5) 数値目標

取り組みの成果の把握のため、以下のとおり指標を定め、数値目標を設定します。

No.	指標	R6 実績	R12 目標	担当課
1	仕事と私生活を充実させ多様な生き方が選択できる社会づくりの推進のための周知徹底及び職場の風土改革に向けた啓発活動（「イクボス養成講座」等）の回数	年1回	年1回以上	地域づくり支援課
2	男性職員（対象者）の育児休業取得率	25.9%	60%	人事課
3	一時、休日、病児・障がい児、延長保育実施カ所数	15カ所	18カ所	子育て支援課
4	ファミリーサポートセンターにおけるサポート会員の確保率	2.2%	2.7%	子育て支援課
5	男性の家事・育児・介護への参画推進につながる講座、出前セミナーの回数	年1回	年1回以上	地域づくり支援課
		年1回	年1回以上	子育て支援課
		年2回	年2回以上	生涯学習課

基本目標4

生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくりの推進

【DV防止法・女性支援新法】

(1) 現状

個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっているDVの体験については、暴力の種類に関わらず、被害は「まったくない」との回答が最も多い結果となりました【図3-9】。

また、配偶者やパートナーの暴力をなくすための対策については、男女とも「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」（男性16.2%女性15.3%）、「被害者が警察や裁判所に届出をしやすいような環境を作る」（男性14.0%女性16.6%）が上位を占めています【図3-10】。

一方、ひとり親家庭や障がいがあること、国籍や文化が異なること等を理由とした社会的な困難を抱えている場合、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることが考えられるため、社会全体で多様性を尊重する環境づくりが求められています。

(2) 課題

誰もが安心して暮らせる地域社会への実現には、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、生活に困っている人、外国人住民など、日常生活で困難を抱えやすい状況にある人々が、住み慣れた地域で安心して暮らし、社会に参加できるような環境を整えることが大切です。

特に、DVは、被害者の命に関わる深刻な問題です。行政機関や関係機関が連携を強め、被害者をいち早く見つけて安全を確保し、子どもを含めた継続的な支援を行うことが重要です。DVを未然に防ぐための啓発活動や、いつでも相談できる窓口の周知も欠かせません。

また、性別や年齢に関わらず、誰もが健康でいられる社会を目指すことも重要です。男女がお互いの性差や、それぞれの人生の段階に応じた健康課題について理解を深めることや、生涯を通じて一人ひとりが健康を維持し、向上させていくための総合的な取り組みを進めていく必要があります。

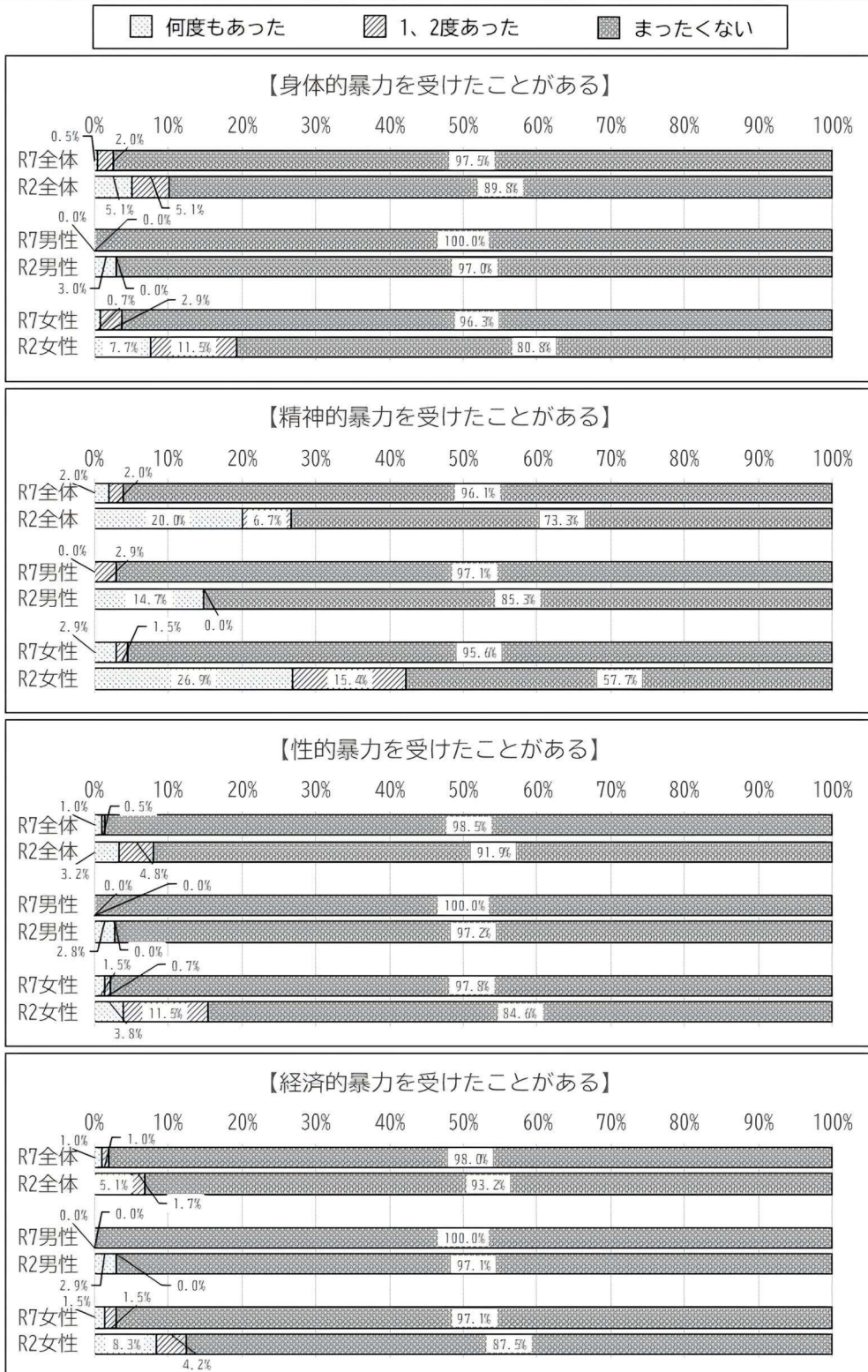
このように、一人ひとりが抱える困難を理解し、お互いを尊重し合う社会を目指すことが、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現につながります。

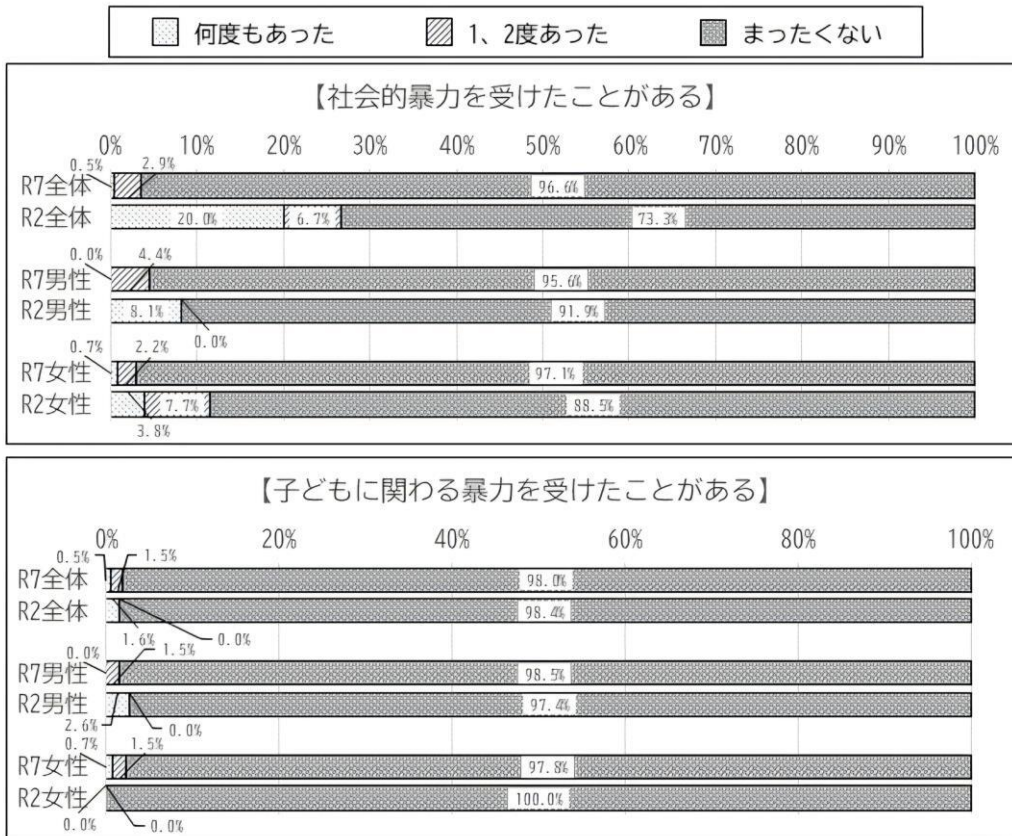
(3) 意識調査アンケート等

【図 3-9】

R7 市民意識調査アンケート（抜粋）

これまでに配偶者やパートナーから次のようなことをされたことはありますか。項目ごとに当てはまるものを1つずつ選んでください。男性も女性もおこたえください。

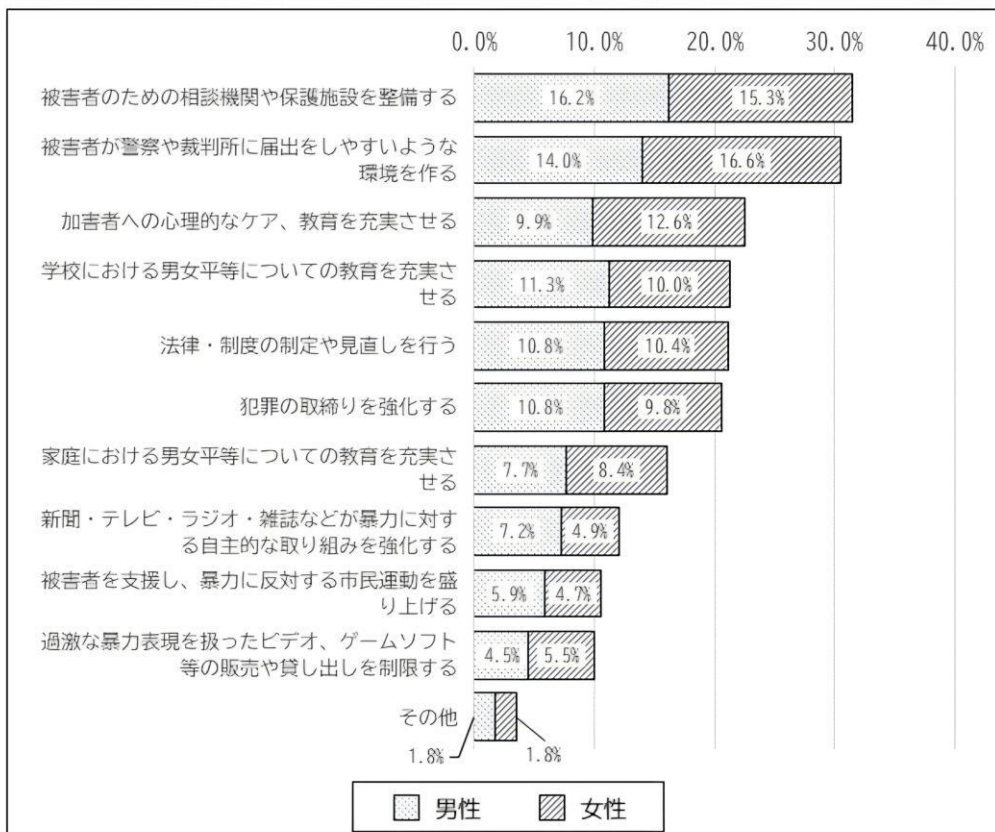




【図 3-10】

R7 市民意識調査アンケート（抜粋）

配偶者やパートナーの暴力をなくすためにはどうしたらよいと思いますか。当てはまるものを全て選んでください。



(4) 施策と行動計画

「施策」を達成するための具体的な「行動計画」と「担当課」は以下のとおりです。

基本目標	No.	施策	行動計画	担当課
生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくりの推進 【DV防止法・女性支援新法】	1	すべての人が安心して暮らせる環境整備を推進します	ひとり親家庭への制度周知及び支援	子育て支援課
			福祉関連講座の実施	社会福祉課 まると福祉課
			民生児童委員、福祉協力員との地域連携の推進	地域包括支援センター 健康推進課 社会福祉課
			障がい者及び高齢者支援に係る関係機関・職種と研修会・講座・連絡会議の開催	まると福祉課 地域包括支援センター 健康推進課 社会福祉課
			市報、ホームページ、冊子等による利用者を考慮した情報提供の徹底	まると福祉課 地域包括支援センター 健康推進課 社会福祉課 子育て支援課
			「支援調整会議※」設置に向けた調整・準備及び開催	地域づくり支援課 地域包括支援センター 社会福祉課 子育て支援課
			在住外国人の安全、安心な生活支援の提供	地域づくり支援課
	2	生涯にわたる健康づくりを支援します	生活習慣病の予防や健康増進のための学習機会の提供	健康推進課
			健康の駅※利用者の年間320人増の実現	健康推進課
			子育て世帯に対して妊娠期、出産期、育児期まで切れ目のない学習機会や相談体制の提供	健康推進課 子育て支援課
			思春期健康教育の充実	健康推進課

基本目標	No.	施策	行動計画	担当課
生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくりの推進 【DV防止法・女性支援新法】	3	男女間のあらゆる暴力の根絶に取り組みます	DVに関する相談窓口の周知	地域づくり支援課
			DVを防止するための啓発活動	地域づくり支援課
			関係機関と連携強化を図り支援体制を整備	地域づくり支援課
			中学生を対象としたデートDV予防を含めた「性教育講座」の実施	教育指導課

(5) 数値目標

取り組みの成果の把握のため、以下のとおり指標を定め、数値目標を設定します。

No.	指標	R6実績	R12目標	担当課
1	手話奉仕員養成講座受講者数	21人	25人	社会福祉課
2	認知症サポーター数（累計）	13,153人	15,000人	まるごと福祉課
3	心身の健康づくりのための学習の回数	1,467回	1,490回	健康推進課
4	健康の駅利用者実人数	4,148人	6,070人	健康推進課
5	子育て世帯への学習の回数	19回	20回	健康推進課
6	子育て世帯への相談窓口開所日数	年360日	年360日	子育て支援課
7	DV防止啓発活動の回数	年4回	年4回以上	地域づくり支援課

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

すべての人がその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、行政、市民、各種団体、企業などのすべての人々や組織が、共通認識の下に一丸となって取り組んでいくことが必要です。そのため、広範・多岐にわたる各種施策を確実にまた効果的に推進するための体制を整備します。

(1) 市民による推進体制の整備

行動計画の効果的な推進を図るため、横手市男女共同参画推進協議会を設置し、市民の目線から男女共同参画に関する各種施策について協議、検討していただくとともに、計画の進行管理を行います。

また、行政が行う男女共同参画に関する企画、事業へ参画していただくとともに、意識啓発活動を推進します。

(2) 庁内における推進体制の整備

行動計画は、男女共同参画社会の実現を目指す総合的かつ具体的な事業計画であり、その施策は行政のあらゆる分野に及んでいることから、計画の推進のためには担当部署である地域づくり支援課はもとより、市政全体において男女共同参画の視点に立った事業展開が必要であり、職員一人ひとりがその意義を理解したうえで企画、立案、運営していかなくてはなりません。

このため、庁内各課所室の職員によって構成される「横手市男女共同参画推進委員会」を設置し、関係部局間の総合的な連絡調整を図りながら、各種施策の効果的な実施に結び付けます。

また、推進委員会メンバーの研修などを実施し、職員への男女共同参画意識の普及啓発を図ります。

(3) 秋田県等との連携

秋田県南部男女共同参画センターをはじめ、秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課及び男女共同参画「あきた F・F 推進員※」と強固に連携し、市民に対する啓発活動などの施策を協力して実施します。また、国や県が開催する研修会に推進委員や職員が積極的に参加し、男女共同参画に関する県・国の新規施策や国際的な動向等について学ぶとともに、施策に生かしていきます。

2. 市民団体との連携

男女共同参画社会を実現するためには、法や制度の整備と併せて、市民一人ひとりの意識改革や生活の場での実践が必要であり、行政だけではなく地域や企業、市民団体との連携を図り、市民活動の広がりを支援し、ネットワーク作りを進めます。

(1) 市民活動の支援

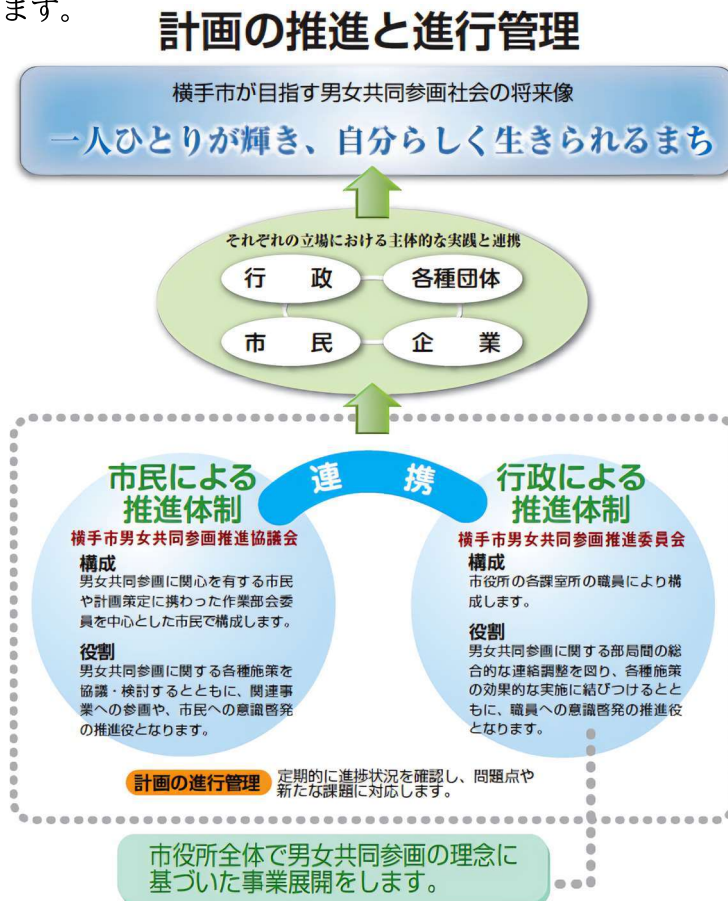
男女共同参画を推進する NPO などの団体や地域における活動団体の育成を図り、その主体的な活動を支援するとともに、ネットワークづくりを進めます。

(2) 市民の意見を反映させた施策の展開

市民や市民団体に対して市報やホームページなどにより情報を積極的に提供するとともに、企業や NPO などの市民団体との情報交換の場を設けるなど、市民からの意見や要望などを施策に反映していきます。

3. 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、「横手市男女共同参画推進協議会」や「横手市男女共同参画推進委員会」に対して定期的に進捗状況を報告し、現状や問題点などを洗い出すとともに、緊急な課題や新たな課題が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。



用語集

行	用語	説明
あ	アンコンシャス・バイアス	誰もが潜在的に持っている思い込み（バイアス）。育つ環境や所属する集団の中で無意識のうちに形成され、既成概念、固定概念になっていく。
	イクボス	男女問わず、職場でともに働く部下・スタッフの育児参加等に理解がある上司（経営者・管理職）のこと。職場で共に働く部下・スタッフの仕事と私生活の両立が図りやすい環境の整備に努め、育児休業取得を促すなど、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを指す。
	SNS	「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのことである。X・Facebook・LINE などがあり、利用している人は増加する一方で、SNS 上の不用意な行動に誹謗・中傷が殺到するしトラブルの原因にもなりうる。
	M 字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの「M」のような形になることをいう。 結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。欧米先進諸国ではみられない現象。
	LGBTQ+	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別の異なる人）、クエスチョニング（性のあり方を決めていない、決められない等の人）など、性的マイノリティを表す総称のひとつ。
か	カジダン・イクメン	家事・育児に積極的に参画する男性のこと。
	学校支援ボランティア	小中学校の活動をボランティアとして支援してくださる保護者や地域住民を「学校支援ボランティア」として登録。登録は随時受け付けており、生涯学習課で学校ごとの名簿を作成し管理している。
	家族経営協定	経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分発揮できるよう、農業経営を担っている世帯員相互間の労働条件等のルールを文書にして取り決めたもの。
	健康の駅	運動を切り口に、市民の皆さんの継続的な”健康づくり”をサポートする事業構想。「健康をテーマとした交流拠点」をメインコンセプトにしている。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けようとする意識のこと。 「男は仕事、女は家庭」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。
	コミュニティ・ビジネス	地域住民が、地域のニーズへの対応や地域の課題を解決するために、ビジネス的手法で取り組む事業のこと。

行	用語	説明
さ	支援調整会議	困難な問題を抱える女性等に対し、早期に円滑かつ適切な支援を実施するため、民間団体を含む幅広い範囲の関係機関が参集し、支援の方向性等について協議する。
	ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別のこと。 生物学的な性別を示す「セックス (sex)」に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような社会的・文化的に形成された性別のことをいう。
	ジェンダー・アイデンティティ	自分のジェンダーをどのように認識しているかを表す概念のこと。
	女性活躍推進法	正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。 男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、国・地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。
	女性のエンパワーメント	女性が社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的変革に主体的にかかわりながら、自立する力を身に付けようとする事。
	性的指向	恋愛・性愛の対象として魅力を感じる相手の性別のことで、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。
	性的マイノリティ	同性が好きの人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害の人など、性的少数者のこと。
	性自認	自分の性別をどのように認識しているかを示す概念のこと。
た	ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会と呼ぶ。
	男女共同参画あきた F・F 推進員	地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、秋田県が平成 13 年度から年次計画で人材養成している推進員のこと。 F・F とは「フィフティ・フィフティ (Fifty-Fifty)」の頭文字を取った造語。
	男女共同参画社会	男性も女性もお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会のこと。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成のための基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定める事により、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日に施行された。
	地域コーディネーター	地域学校協働活動推進員（呼称：地域コーディネーター）は、社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民のこと。学校との連絡調整などを行う。
	デート DV	「ドメスティック・バイオレンス」(DV)のうち、交際相手又は元交際相手から行われる暴力行為のこと。恋愛が低年齢化するにつれて、中学生・高校生・大学生など若年層に広がってきている。

行	用語	説明
た	DV 防止法	正式名称は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。
	ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇、無視などにより心理的苦痛を与える精神的暴力、人とのつきあいなど行動を制限する社会的暴力、性行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力がある。
な	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を温かく見守り、自分のできる範囲で手助けをする人。
は	ハラスメント	特定、不特定多数を問わず相手に対し、意図的に不快にさせることや、実質的な害を与えるなど強く嫌がられる、道徳（モラル）のない行為の一般的総称。「セクシャル・ハラスメント」、「パワーハラスメント」、「モラル・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」など、様々な種類がある。
	パートナーシップ宣誓制度	一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係について、パートナーの関係にあることを証明する制度
	Biz サポートよこて（起業支援室）	未来の企業家を育成するために横手市が運営する施設。近い将来横手市内で新たに起業しようとする方、または起業して間もない方に対し、安価で事務作業スペースを提供するとともに、起業のためのノウハウや経営指導、各種支援制度等の情報提供など多角的な支援を行っている。
	ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人（ファミリー会員）と援助を行いたい人（サポーター会員）からなる会員組織。サポート会員は、ファミリー会員のこどもの送迎や預かりなどの活動を行う。
	ポジティブ・アクション 「積極的改善措置」	社会のあらゆる分野の活動に参画する機会における男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。 具体的には、女性の参画比率について目標値を設けたり、男女の参画比率が一方の性に偏ることがないように、強制的に男女比等を定めるクォータ制などがある。
わ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	仕事においても私生活においても充実した社会生活をおくることができるよう、仕事も私生活もそれぞれの人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渊内閣

改正 平成一一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

令和七年六月二七日同第八〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよう努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十八条線下・一部改正)

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十九条線下)

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他

の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（令和七年六月二七日法律第八〇号）

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=令和八年四月一日)

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

目次

前文

第1章 総則（第1条-第6条）

第2章 基本的施策（第7条-第15条）

第3章 性別による人権侵害の禁止（第16条）

第4章 苦情の処理（第17条・第18条）

第5章 秋田県男女共同参画審議会（第19条-第23条）

附則

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本指針）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。

二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。

三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。

五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。

六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する協力)

第8条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民等に対する支援)

第9条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

第11条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(教育の充実等)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究等)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止)

第16条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。）をしてはならない。

第4章 苦情の処理

(苦情の処理)

第17条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（次条において「県民等」という。）は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。

3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員（以下「苦情調整員」という。）を置く。

4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第18条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

第5章 秋田県男女共同参画審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第19条 第7条第3項及び第18条第2項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第21条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委任規定)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第7条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

(以下略)

男女共同参画に関する国内外の動き

年号	世界の動き	日本の動き	秋田県の動き	横手市の動き
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ・国際婦人年国際会議(マシコシティ) 「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催		
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定		
1979年 (昭和54年)	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
1981年 (昭和56年)		・「国内行動計画後期重点目標」策定	・秋田の未来をひらく婦人のための「県内行動計画」策定	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」ナイレ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイレ」将来戦略」採択	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准		
1991年 (平成3年)		・「育児休業法」公布	・秋田県女性行政推進計画「あきた女と男のハーモニアプラン」策定	
1994年 (平成6年)		・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置		・「横手市女性懇話会準備委員会」発足
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議「平等、開発、平和のための行動(北京)」「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)		・「横手市女性懇話会」を「横手市男女参画をすすめる会」に改称 ・「横手市に一さん運動」を提唱
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布	・秋田県女性行政推進計画「あきた女と男のハーモニアプラン」改訂	・「横手市に一さん運動」に向けての提言」策定
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行		・「横手市に一さん運動推進委員会」が「横手市に一さん運動推進会議」に改称
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行	・秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハーモニアプラン」策定	・「横手市男女共同参画社会行動計画」策定
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 第1回男女共同参画週間	・秋田県中央男女共同参画センター開設 「あきたF・F推進員」養成開始	・「横手市男女共同参画社会行動計画評価委員会」設立
2002年 (平成14年)			・「秋田県男女共同参画推進条例」施行 ・秋田県北部・南部男女共同参画センター開設 ・男女共同参画審議会設置	・「雄物川町男女共同参画懇話会」発足 ・「大森町男女共同参画社会推進委員」委嘱 ・「山内村男女共生を考える会」が「いぶきの会」に改称
2003年 (平成15年)		・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」公布・施行 ・「少子化社会対策基本法」公布・施行		
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	・男女共同参画活動拠点施設開設(6ヶ所)	・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村「男女共同参画計画」策定
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・男女共同参画活動拠点施設開設(4ヶ所) ・秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハーモニアプラン」改訂	・10月1日、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村が合併し「横手市」となる
2006年 (平成18年)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)、「東京閣僚共同コミュニケ」採択	・「男女雇用機会均等法」改正 ・東京閣僚共同コミュニケの採択	・秋田県男女共同参画推進計画施行 ・あきた女性政経ゼミナール実施	・「男女共同参画推進室」設置 ・「横手市男女共同参画行動計画」策定
2007年 (平成19年)	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(ニューデリー)、「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択	・「パートタイム労働法」改正 ・「DV防止法」改正 ・「男女雇用機会均等対策基本方針」策定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・全市町村における男女共同参画計画の策定達成 ・市町村男女共同参画計画策定記念フォーラム ・男女の意識と生活実態調査実施	・「横手市男女共同参画推進委員会」設置 ・「横手市男女共同参画推進協議会」設置
2008年 (平成20年)	・第52回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)、「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」採択	・「女性の参画加速プログラム」策定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告書提出	・男女イキイキ職場知事表彰(5社) ・男女イキイキ職場宣言事業所取組事例集作成	・男女共同参画都市宣言

男女共同参画に関する国内外の動き

年号	世界の動き	日本の動き	秋田県の動き	横手市の動き
2009年 (平成21年)	・第6回報告書に対して、国連女子差別撤廃委員会による最終見解が示される。	・次世代育成支援対策推進法の改正(平成21年4月1日施行) ・育児・介護休業法改正(平成22年度施行)	・ふるさと秋田元気創造プラン策定 ・がんばる女性応援セミナー開催	・男女共同参画都市宣言一周年記念フォーラム
2010年 (平成22年)		・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	・秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハーモニープラン」改訂	・男女共同参画都市宣言二周年記念フォーラム ・「第2次横手市男女共同参画行動計画」策定
2011年 (平成23年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」(略称:UN Women)正式発足	・「男女間における暴力に関する調査」実施	・男女共同参画副読本「みんなイキイキ」発行 ・ハーモニー相談室機能強化事業 ・地域を変える男女共同参画実践力アップ事業	・男女共同参画・市民協働推進室が「横手市交流センターY2.ぶらぎ」に移動 ・横手市DV対策講演会 家田荘子氏「取材現場から【私の出逢った人たち】」開催
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 ・第4回女性に関するASEAN+3に合わせて第1回女性に関するASEAN閣僚級会合開催	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定 ・災害対策基本法改正(地方防災会議における女性委員割合増加) ・「東日本大震災からの復興の基本方針」で復興施策に女性の視点を反映することを明記	・「秋田の元気は女性から」発信事業 ・女性の意識と生活実態調査実施 ・地域の若者育成支援事業	・男女共同参画フォーラム「いきいきと働くための仕事と家庭の両立術」講演会開催 ・DV実態調査及びDV対策パンフレット作成
2013年 (平成25年)	・APEC女性と経済フォーラム	・「ダイバーシティ経営企業100選」及び「なでしこ銘柄」選定 ・若者・女性活躍推進フォーラム ・輝く女性応援会議 ・成長戦略の中核に女性の活躍を位置づけ ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(生活の本拠を共にする交際相手含む)	・「輝く女性フェスタ」開催 ・女性の元気回復発信事業 ・イキイキ男性変身サポート事業	・「被災地支援・防災・減災を考える～男女共同参画の視点から～」講演会開催 ・男女共同参画創作落語「めでいありてらしー」開催 ・横手市男女共同参画フェスティバルが開始。以下平成30年度まで継続して開催。
2014年 (平成26年)	・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2014)開催	・内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置	・男女が輝きやすい職場環境づくり ・男女共同参画架け橋事業 ・学生のための男女共同参画事業	・DV・児童虐待防止講演会開催 ・男女共同参画社会づくり基礎講座「幸せに生きるチカラ～私が変わるあなたが変わる 地域が変わる～」開催
2015年 (平成27年)	・第59回国際婦人の地位委員会(国連「北京+20世界閣僚会合」) ・国連サミットにおけるSDGsの採択(ジェンダー平等の達成を目標の一つに) WAW! 2015開催	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定 ・「男女共同参画基本計画(第4次)」策定 ・国連女性機関日本事務所開設	・あきた女性の活躍推進会議設置 ・秋田県女性活躍推進本部設置 ・「第4次秋田県男女共同参画推進計画」策定	・児童虐待・DV防止講演会「子育てを もっと楽に もっと楽しく」開催 ・「横手市男女共同参画行動計画第3次計画」策定
2016年 (平成28年)	・WAW! 2016開催	・育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の改正。マタニティハラスメントの防止等を目的(平成29年1月施行)	・「秋田県女性の活躍推進企業表彰」創設	・横手市ワークスタイル研修がスタート。以降毎年開催
2017年 (平成29年)	・第1回G7男女共同参画担当大臣会合開催 ・WAW! 2017開催		・あきた未来創造部に次世代・女性活躍支援課を設置	・横手市ワーク・ライフ・バランス講演会がスタート。以降毎年開催
2018年 (平成30年)		・働き方改革関連法の制定(労働基準法・パートタイム労働法の改正)(平成31年4月施行) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	・第3期ふるさと秋田元気創造プラン策定 ・あきた女性活躍・両立支援センター開設	・「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」に横手市長が加入
2019年 (令和元年)	・第5回国際女性会議WAW! /W20開催	・「女性活躍推進法の一部を改正する法律」公布		
2020年 (令和2年)			・「第5次秋田県男女共同参画推進計画」策定	・「横手市男女共同参画行動計画第4次計画」策定
2021年 (令和3年)		・「育児・介護休業法」改正		
2022年 (令和4年)	・第6回国際女性会議WAW! 開催	・「政治分野における男女共同参画の推進に係る法律」改正	・「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」施行 ・「あきたパートナーシップ宣誓証明制度」創設	・男女共同参画フェスティバル「あそボーサイ! まなボーサイ! ～防災×女性×アウトドア～」開催
2023年 (令和5年)	・G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合開催	・「DV防止法」改正 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行		・男女共同参画フェスティバル「まるとご! ダイバーシティ～多様性ってなんだろう?～」開催
2024年 (令和6年)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	・「秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画」策定	・男女共同参画フォーラム「男女共に輝く社会を目指して～女性活躍の実現～」開催
2025年 (令和7年)		・「第6次男女共同参画基本計画」策定	・「第6次秋田県男女共同参画推進計画」策定	・「横手市男女共同参画行動計画第5次計画」策定

第5次計画策定経過

期 日	内 容
■：協議会 ★：策定検討会	
令和7年	
5月26日	政策会議・・・方向性の了承
6月24日	■第1回横手市男女共同参画推進協議会 ・「第4次横手市男女共同参画行動計画」令和6年度実績報告 ・「第5次横手市男女共同参画行動計画」の策定について
7月 1日	～7月31日 男女共同参画に関する意識調査アンケートの実施
8月 6日	■★第1回策定検討会（第2回横手市男女共同参画推進協議会） ・作業部会にて第4次計画の評価及び第5次計画を協議
9月16日	■★第2回策定検討会（第3回横手市男女共同参画推進協議会） ・作業部会にて第5次計画について協議
10月28日	■★第3回策定検討会（第4回横手市男女共同参画推進協議会） ・作業部会にて第5次計画について協議
11月26日	■第5回横手市男女共同参画推進協議会 ・「第4次横手市男女共同参画行動計画」令和7年度上半期実績報告 ・「第5次横手市男女共同参画行動計画」素案の検討
12月25日	政策会議・・・計画素案の報告
令和8年	
1月 8日	政策会議・・・計画素案の報告
1月26日	～2月25日 パブリックコメントの実施
3月23日	政策会議・・・最終案提示
3月 末日	市議会・・・計画の報告

第5次計画策定関係者名簿(敬称略)

■横手市男女共同参画推進協議会委員

氏名	所属	氏名	所属
井上 博子(会長)	あきたF・F推進員	小松田 禎	大雄地域
柴田 優子(副会長)	平鹿地域	坂本 好人	横手市社会福祉協議会
小原 勝明	公募	柿崎 由美子	JA秋田ふるさと
菅谷 由美子	公募	菅原 京子	横手青年会議所
神谷 光子	横手地域	高橋 賢史	横手市PTA連合会
高橋 リカ	増田地域	林 一輝	よこてすくすく子育てねっと
藤井 和子	雄物川地域	大木 紀子	秋田県南工業振興会
松渕 佳奈子	大森地域	鈴木 長悦	大曲人権擁護委員協議会
佐藤 留美	十文字地域	今 拓也	あきたF・F推進員
小野 則夫	山内地域		

■庁内検討委員会委員

部	課	氏名
総務企画部	人事課	佐藤 智隆
	危機対策課	武田 優子
市民福祉部	子育て支援課	下夕村 和加子
	社会福祉課	小野寺 信貴
	まるごと福祉課	寿松木 和明
	健康推進課	高橋 慎
	地域包括支援センター	加藤 義幸
農林部	食農推進課	今野 亜希子
商工観光部	商工労働課	小室 武史
教育委員会教育総務部	生涯学習課	高木 裕也
教育委員会教育指導部	教育指導課	小川 由美子
まちづくり推進部 (事務局)	地域づくり支援課	高橋 良明
		佐藤 超
		土屋 寛子



横手市まちづくり推進部地域づくり支援課

住所：〒013-0036 秋田県横手市駅前町1番10号

電話：0182-23-6683 FAX：0182-33-6888

E-mail：danjo@city.yokote.lg.jp

ホームページ：https://www.city.yokote.lg.jp

